

5. 策定スケジュールの目安

●地区計画の策定は、都市計画法に基づき、以下のとおり手続きを踏む必要があります。

次のとおり、案の提出時期に対する都市計画審議会への諮問予定月の目安を定めます。

※案の提出とは、「計画書、理由書が整理されており、概ねの図面が完成している状況」をいいます。

●本スケジュールは目安であり、予定する都市計画審議会への諮問が担保されるものではありません。

(案の内容や協議等により、これ以上の日数を要する場合があります。)

策定スケジュールの例（11月都市計画審議会の場合）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
スケジュール	市との 事前協議 → 案の提出		県との 下協議 →	素案の 作成 →	都市計画法 第十六条の 縦覧 意見書の提出 →	県との 本協議 →	都市計画法 第十七条の 縦覧 意見書の提出 →	都市計画 審議会 →	告 示
期間				縦覧公告： 2週間前依頼	縦覧：2週間 意見書の提出： 1週間 10月広報掲載依頼 ●	県協議：35日	縦覧：2週間 意見書の提出： 縦覧期間内		
図書等の 状況	■案の提出： 計画書、理由書が整理され、 概ねの図面が完成している。 権利者の同意、他法令の許認可の 見込みがある。		■県との下協議： 図書が概ね完成している。 関係者の同意、他法令の許認可の 協議が完了している。						